

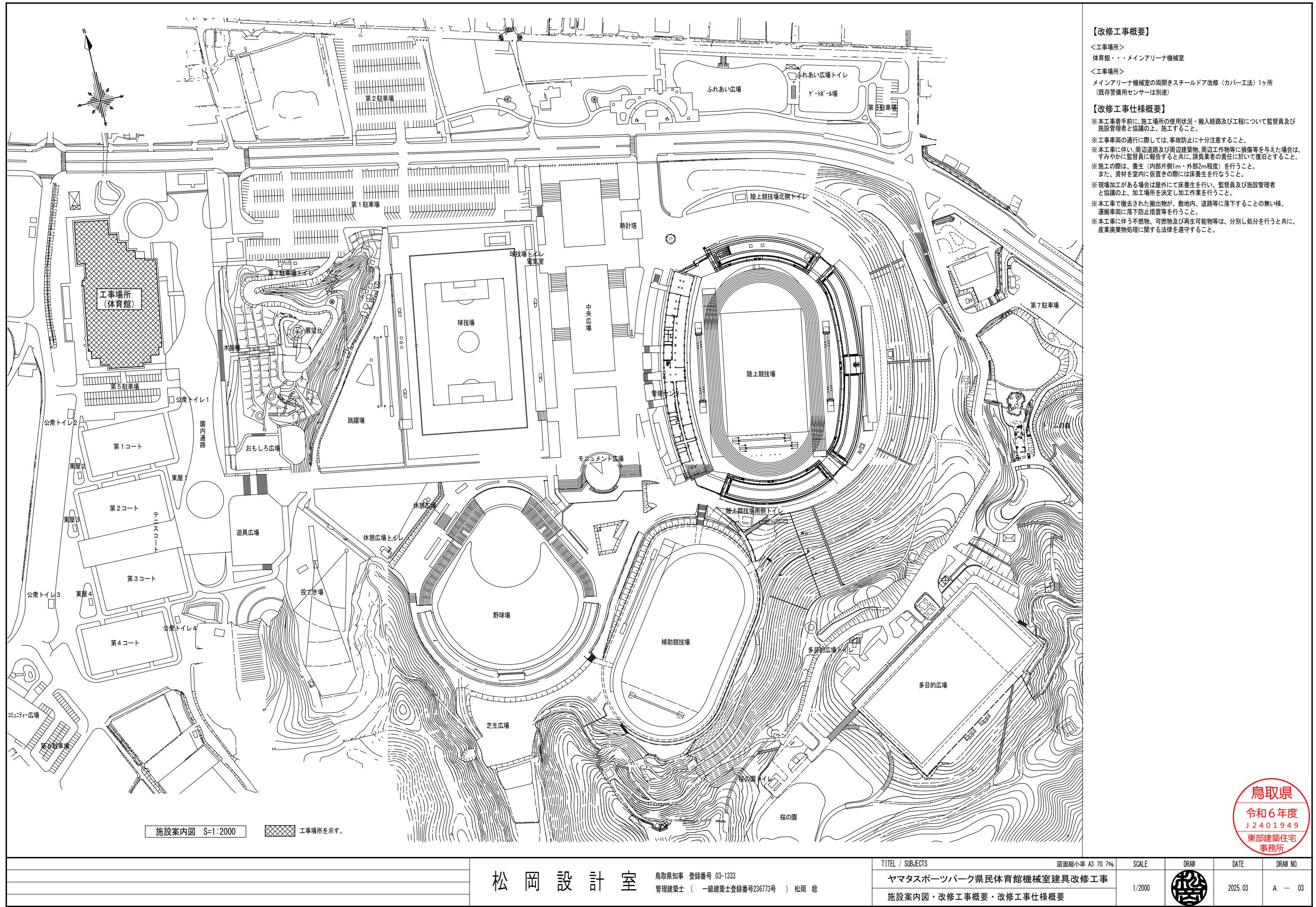
ヤマタスポーツパーク県民体育館

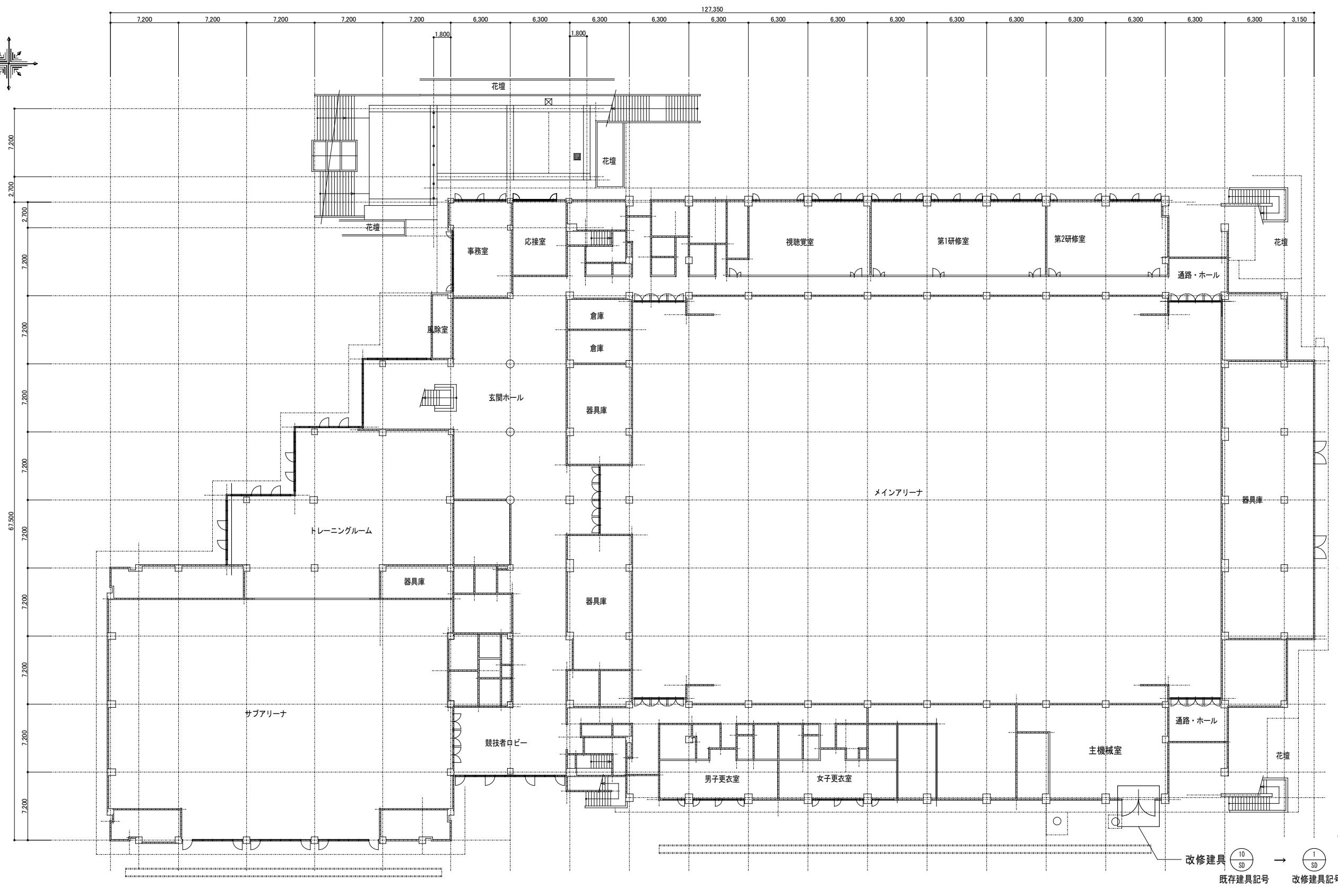
機械室建具改修工事

A-00	図面タイトル・図面リスト	NO-SCALE
A-01	改修工事特記仕様書（1）	NO-SCALE
A-02	改修工事特記仕様書（2）	NO-SCALE
A-03	施設案内図・改修工事概要・改修工事仕様概要	1/2000
A-04	（改修図）1階平面図兼改修建具配置図	1/300
A-05	（改修図）建具改修図	1/5 1/100



建築改修工事仕様書																																																
<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 鳥取市布勢 (ヤマタスポーツパーク県民体育館)</p> <p>2. 敷地面積 413,446 m²</p> <p>3. 地域地区 都市計画地域 (○内・外) 市街化調整区域 (・内 ○外)</p> <p>用途地域 (指定無し) 防火地域 (指定無し)</p> <p>4. 建物概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>工事種別</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築面積 (m²)</th> <th>延べ面積 (m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>県民体育館</td> <td>建具改修</td> <td>RC造</td> <td>3階</td> <td>10,755.91m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	1	県民体育館	建具改修	RC造	3階	10,755.91m ²		2							3							4																	
番号	名称	工事種別	構造	階数	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)																																										
1	県民体育館	建具改修	RC造	3階	10,755.91m ²																																											
2																																																
3																																																
4																																																
<p>II. 建築改修工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官房営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官房営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。</p> <p>(2) 請負者は、建築基準法に基づく完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意する。</p> <p>(3) 電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様を適用する。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は○印のついたものを適用する。</p> <p>○印のつない場合は、※印のついたものを適用する。</p> <p>○印と※印のついた場合は共に適用する。</p> <p>(3) 項目に記載 [] の内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又是当該表を示す。</p> <p>(4) ○印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日更張令）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。</p> <p>(5) 関係法令（条例を含む）の改正等に、工事内容が法令等に抵触する恐れがあることを認識した場合には、その対応等について、監督職員と協議を行うものとする。</p> <p>(6) 材料及び製造所等の記載は順不同である。</p>																																																
<p>章</p> <p>1 一般共通事項</p> <p>① 適用基準等</p> <p>※ 建築工事標準詳細図（令和4年版） 国土交通省大臣官房官房営繕部整備課監修（以下「標準詳細図」という）</p> <p>※ 建築改修工事監理指針（令和4年版） 国土交通省大臣官房官房営繕部監修</p> <p>※ 工事写真撮影ガイドブック建築工事編（平成30年版） 国土交通省大臣官房官房営繕部監修</p> <p>・ 建築解体工事標準仕様書（令和4年版） 国土交通省大臣官房官房営繕部監修</p> <p>○ 建築工事監理指針（令和4年版） 国土交通省大臣官房官房営繕部監修</p> <p>② 官公庁その他の手続</p> <p>[1. 1. 3]</p> <p>工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。</p> <p>③ 電気保安技術者</p> <p>[1. 3. 3]</p> <p>担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。</p> <p>④ 工事安全計画書</p> <p>[1. 3. 7]</p> <p>建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。</p> <p>⑤ 発生材の処理等</p> <p>[1. 3. 12]</p> <p>・ 引導しを要するもの（ ）</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物（ ）</p> <p>・ 処理方法（ ）</p> <p>・ 現場において再利用するもの（ ）</p> <p>・ 再生資源化を図るもの（ ）</p> <p>・ コンクリート塊・アスファルトコンクリート塊・建設発生木材</p> <p>・ P C B 含有シリング材の調査・処理</p> <p>・ 第一次判定</p> <p>現場にてサンプルを採取し、シリング材種及び分析の要否を判定する。</p> <p>採取箇所 構造物</p> <p>採取箇所数 計 箇所</p> <p>・ 第二次判定</p> <p>専門分析機関にてP C B 含有量の分析を行う。</p> <p>分析個数 計 箇所</p> <p>・ 除去処理工事</p> <p>除ぐうボードの処理</p> <p>・ 石綿含有せっこうボード 改修特記仕様書第9章による</p> <p>・ ヒ素・カドミウム含有せっこうボード</p> <p>・ 製造業者に回収委託</p> <p>・ 埋立処分（管理型最終処分場）</p> <p>・ 石綿含有・ヒ素・カドミウム含有以外のせっこうボード</p> <p>・ 再資源化（再資源化施設） 最終処分（管理型最終処分場）</p> <p>・ 細分施設の名稱・所在地（ ）</p> <p>⑥ 環境への配慮</p> <p>[1. 4. 1]</p> <p>化学物質を放散させる建築材料等</p> <p>1) 本工事の建物内に使用する建築材料等は、設計図面に規定する品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリカ樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上げ塗材は、アセチルアルデヒド及びスルフェンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図面に規定する「ホルムアルデヒド放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤は、可塑剤（タル酸ジ-<i>n</i>-ペチル及びタル酸ジ-2-エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。</p> <p>③ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセチルアルデヒド及びスルフェンを発散しない又は発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>また、設計図面に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。</p> <p>2) ホルムアルデヒド放散量の区分において、規制対象外とは次の①又は②に該当する材料を指す。</p> <p>① 建築基準法施行令第20条の第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド放散建築材料以外の材料</p> <p>② 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p>	<p>7 材料の品質等</p> <p>[1. 4. 2]</p> <p>3) ホルムアルデヒド放散量の区分において、第三種とは次の①又は②に該当する材料を指す。</p> <p>① 建築基準法施行令第20条の第1項に定める第三種ホルムアルデヒド放散建築材料</p> <p>② 建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（資材・材料及び機材を含む）の細部及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する</p> <p>材料・機材等の品質及び性能</p> <p>1) 本工事に使用する材料は、設計図面に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能有するものとする。</p> <p>2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を要する。</p> <p>3) 標準仕様書に記載されていない特別な工法については、材料製造所の指定する工法とする。</p> <p>4) 本工事に使用する材料のうち、5) に指定する材料の製造業者等は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の等）を監督職員に提出して承諾を要するものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。</p> <p>① 品質及び性能に関する試験データが整備されている。</p> <p>② 生産施設及び品質の管理が適切に行われている。</p> <p>③ 安定的な供給が可能である。</p> <p>④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得している。</p> <p>⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性がある。</p> <p>⑥ 販売、保守等の管理体制が整えられている。</p> <p>5) 製造業者等による資料の提出を定める材料</p> <p>床型材用鋼製テッキプレート 現場発泡断熱材</p> <p>鉄柱下無収縮モルタル フリーアクセスフロア</p> <p>無垢塗グラウト材 可動間仕切</p> <p>乾式保護材 移動間仕切</p> <p>既設合モルタル トイレブース</p> <p>ルーフドレン 煙突用成形ラーニング材</p> <p>吸水調整材 天井点検口</p> <p>錠前類 床点検口</p> <p>クローザ類 グレーチング</p> <p>自動扉機器 屋上緑化システム</p> <p>自閉式上吊り引戸機器 トップライト</p> <p>重音シャッター ポリマーセメントモルタル</p> <p>経済シャッター 既設合目材</p> <p>オーバーヘッドドア 鋼鉄製ふた</p> <p>防水剤</p> <p>12 化学物質の濃度測定</p> <p>[1. 7. 9]</p> <p>1) 測定対象室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。</p> <p>・ バラジウムローベンゼンを追加して分析を行う</p> <p>測定対象室（ ）</p> <p>2) バッジ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う。</p> <p>① 30分間換気</p> <p>測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。</p> <p>② 5時間閉鎖</p> <p>①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままでとする。</p> <p>③ 測定</p> <p>イ ②の状態のままで測定する。</p> <p>ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間帯の中央となるよう、1時30分～1時30分までの時間帯で測定する。</p> <p>ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。</p> <p>④ 分析</p> <p>測定対象物質を採取したバッジ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>⑤ その他</p> <p>監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受ける。</p> <p>13 完成写真</p> <p>下記のものを監督職員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類・規格</th> <th>撮影箇所</th> <th>部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※ 工事記録写真</td> <td>カラーサービス社</td> <td>各工場の工程毎</td> <td>1部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 完成写真</td> <td>カラーサービス社</td> <td>○ 内部 1箇所 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ 外部 1箇所 部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>カラーキャビネート</td> <td>・ 内部 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 外部 部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ パネル</td> <td>カラーア</td> <td>・ 四切 箇所 2部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 半切 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ 全紙 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 電子データ又はネガの提出（工事記録写真） () 要 不要</p> <p>○ 電子データ又はネガの提出（完成写真） () 要 不要</p> <p>14 完成時の提出図書</p> <p>[1. 9. 1, 2]</p> <p>下記のものを監督職員に提出する</p> <p>※ 原図 A 1版又は A 2版（設計図の第2原図訂正不可） 1部</p> <p>※ CADデータ 1式</p> <p>※ 原図の大型A4（白）の2つ折表 2部</p> <p>※ 総小版2つ折表（A4版） 2部</p> <p>・ 総小版A3バラ版 部</p> <p>完成の種類及び内容（改修前後の状態が分かるよう整備する）</p> <p>○ 実内図・配置図：配置図には外壁改修、屋外給排水系統図含む</p> <p>○ 改修概要図：改修概要、部位等を表示する</p> <p>○ 平面図：室名、耐震等級（防火）、避難施設等を表示する</p> <p>・ 立面図：外壁上・補修範囲等を表示する</p> <p>・ 断面図：階高、天井高さを表示する</p> <p>・ 仕上表：屋内、屋外（各階）の仕上表を表示する</p> <p>・ 構造図：杭、構造柱等を表示する</p> <p>○ その他：（設計図書に準ずる）</p> <p>・ 原図ケース・製本図面の背表紙に「施設コード・部局名稱」ラベルを貼付ける</p> <p>15 設備工事との取り合い</p> <p>設備工事との取り合い</p> <p>建 築 工 事 中</p> <p>工事名 ○○○○○改修工事</p> <p>地図 マンセル記入 5/11</p> <p>改修期間 ○○○○○～○○○○○</p> <p>工事期間 ○○○○○～○○○○○</p> <p>改修範囲 ○○○○○改修範囲</p> <p>改修方法 ○○○○○改修方法</p> <p>施工者 ○○○○○施工者</p> <p>連絡先 ○○○○○連絡先</p> <p>責任者 ○○○○○責任者</p> <p>記入要領</p> <p>1. 書体は角ゴシックとする。</p> <p>2. お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。</p> <p>16 撤去部分</p> <p>コンクリート、モルタル等の撤去部分の箇目は、原則としてダイヤモンドカッタ一切りとする。</p> <p>ダイヤモンドカッタ一切り深さ（約30mm程度）</p> <p>建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。</p> <p>基準風速 V = 32m/s</p> <p>地表面積度区分 I II III IV</p> <p>積雪区分 平成12年5月31日建設省告示第1455号 別表（ ）</p> <p>17 通用区分</p> <p>建築改修工事</p> <p>塗装改修工事</p> <p>耐震改修工事</p> <p>環境配慮改修工事</p> <p>塗装</p> <p>とび</p> <p>鉄筋施工</p> <p>型枠施工</p> <p>コンクリート圧送施工</p> <p>鉄工</p> <p>配管</p> <p>路面表示施工</p> <p>造園</p> <p>○ 建築塗装作業</p> <p>・ とび作業</p> <p>・ 鉄筋組立作業</p> <p>・ 型枠施工作業</p> <p>・ コンクリート圧送作業</p> <p>・ 構造鉄工作業</p> <p>・ 建築配管作業</p> <p>・ 溶接アイトマーカー工事作業</p> <p>・ 加熱アイトマーカー工事作業</p> <p>・ 造園工事作業</p> <p>○保全に関する資料</p> <p>[1. 9. 3]</p> <p>下記のものをA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。</p> <p>○ 主な主材、機器等のメーカー及び施工者一覧表</p> <p>○ 機器性能試験成績書及び取扱説明書</p> <p>○ 保証書</p> <p>・ 官公署届出書類（保守に必要とするもの）</p> <p>○ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書</p> <p>18 保全に関する資料</p> <p>[1. 9. 3]</p> <p>下記のものをA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。</p> <p>○ 建設工事の施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期+21日）とする。）</p> <p>19 火災保険等</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期+21日）とする。）</p> <p>20 環境配慮</p> <p>鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 非対象工事</p> <p>21 建設リサイクル法</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>22 鳥取県福祉のまちづくり条例</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>23 景観形成条例</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>24 建築物省エネ法</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>25 既存部分の養生</p> <p>[2. 3. 1]</p> <p>既存部分の養生方法</p> <p>○既存部分の養生方法 ※ ビニルシート、合板等による</p> <p>○既存床・既存壁等の養生方法 ※ ビニルシート等</p> <p>・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ ビニルシート等（取外し再取付けを行う）</p> <p>・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動 行う（図示）</p> <p>・ 既存部分に汚染等は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p> <p>26 假設間仕切り及び仮設工事の設置箇所</p> <p>・ 假設間仕切りの種別と材質等</p> <p>・ A種 ※ B種 C種 D種 E種</p> <p>・ A、B種の片面への塗装等、行う ※ 行わない</p> <p>・ A種のグラスウール等の充填材 ※ 行う（JIS A 6301グラスウール吸音材 2号3K 厚50mm）</p> <p>・ 行わない</p> <p>仮設工事の種別 ※ 木製（合板張り程度）</p> <p>※ 設ける m程度 許けない</p> <p>現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示事項による。</p> <p>・ 既存建物内一部を使用する（場所）</p> <p>・ 構内に新設する 規模（ m）</p> <p>6 表示板</p> <p>※ 工事表示板</p> <p>・ お願い表示板</p> <p>7 工事用水</p> <p>・ 構内既存の施設 ※ 利用できない 利用できる（※ 有償・無償）</p> <p>8 工事用電力</p> <p>・ 構内既存の施設 ※ 利用できない 利用できる（※ 有償・無償）</p> <p>9 工事用仮設物</p> <p>・ 構内既存の施設 利用できない 利用できる</p> <p>10 工事現場のイメージアップ</p> <p>11 改修工法</p> <p>[5. 1. 3]</p> <p>建具の種類</p> <p>・ アルミ製建具</p> <p>・ 木製建具</p> <p>・ 調製建具</p> <p>・ 鋼製軽量建具</p> <p>・ ステンレス製建具</p> <p>新規建具の開口する場合</p> <p>・ 壁部分の開口の開け方 ※ 図示</p> <p>新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※ 図示</p> <p>12 建築改修工事</p> <p>塗装改修工事</p> <p>耐震改修工事</p> <p>環境配慮改修工事</p> <p>塗装</p> <p>とび</p> <p>鉄筋施工</p> <p>型枠施工</p> <p>コンクリート圧送施工</p> <p>鉄工</p> <p>配管</p> <p>路面表示施工</p> <p>造園</p> <p>○ 建築塗装作業</p> <p>・ とび作業</p> <p>・ 鉄筋組立作業</p> <p>・ 型枠施工作業</p> <p>・ コンクリート圧送作業</p> <p>・ 構造鉄工作業</p> <p>・ 建築配管作業</p> <p>・ 溶接アイトマーカー工事作業</p> <p>・ 加熱アイトマーカー工事作業</p> <p>・ 造園工事作業</p> <p>○ 保全に関する資料</p> <p>[1. 9. 3]</p> <p>下記のものをA4版ファイルに製本して監督職員に提出する。</p> <p>○ 主な主材、機器等のメーカー及び施工者一覧表</p> <p>○ 機器性能試験成績書及び取扱説明書</p> <p>○ 保証書</p> <p>・ 官公署届出書類（保守に必要とするもの）</p> <p>○ 建築物の保守に関する説明書、指導案内書</p> <p>13 火災保険等</p> <p>工事目的物及び工事材料等工事施工中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期+21日）とする。）</p> <p>14 環境配慮</p> <p>鳥取県公共事業環境配慮指針 ※ 対象工事 非対象工事</p> <p>15 建設リサイクル法</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>16 鳥取県福祉のまちづくり条例</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>17 景観形成条例</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>18 建築物省エネ法</p> <p>※ 対象工事 非対象工事</p> <p>19 既存部分の養生</p> <p>[2. 3. 1]</p> <p>既存部分の養生方法</p> <p>○既存部分の養生方法 ※ ビニルシート、合板等による</p> <p>○既存床・既存壁等の養生方法 ※ ビニルシート等</p> <p>・ 既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ※ ビニルシート等（取外し再取付けを行う）</p> <p>・ 固定された家具等（備品、机、ロッカー等）の移動 行う（図示）</p> <p>・ 既存部分に汚染等は損傷を与えるおそれがある場合は養生を行う。また、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。</p> <p>20 假設間仕切り及び仮設工事の設置箇所</p> <p>・ 假設間仕切りの種別と材質等</p> <p>・ A種 ※ B種 C種 D種 E種</p> <p></p>			区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考	※ 工事記録写真	カラーサービス社	各工場の工程毎	1部		※ 完成写真	カラーサービス社	○ 内部 1箇所 部				○ 外部 1箇所 部					カラーキャビネート	・ 内部 部				・ 外部 部				・ パネル	カラーア	・ 四切 箇所 2部					・ 半切 箇所					・ 全紙 箇所		
	区分	分類・規格	撮影箇所	部数	備考																																											
	※ 工事記録写真	カラーサービス社	各工場の工程毎	1部																																												
	※ 完成写真	カラーサービス社	○ 内部 1箇所 部																																													
		○ 外部 1箇所 部																																														
		カラーキャビネート	・ 内部 部																																													
		・ 外部 部																																														
	・ パネル	カラーア	・ 四切 箇所 2部																																													
			・ 半切 箇所																																													
			・ 全紙 箇所																																													





＜特記事項＞
工事中は開口部を足場+養生シートにて囲い閉鎖すること。

鳥取県
令和6年度
J 2401949
東部建築住宅
事務所

1階平面図 1:300



松岡設計室

鳥取県知事 登録番号 03-1333
管理建築士 (一級建築士登録番号23673号) 松岡 稔

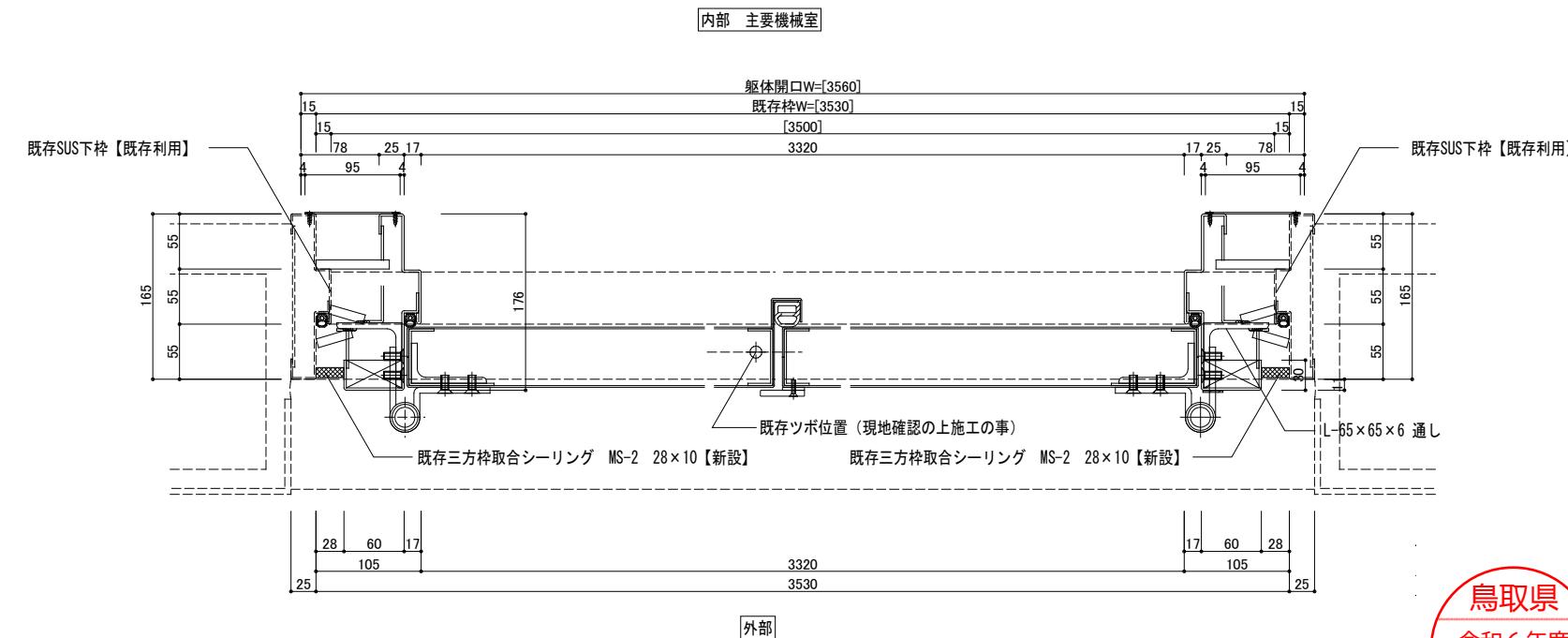
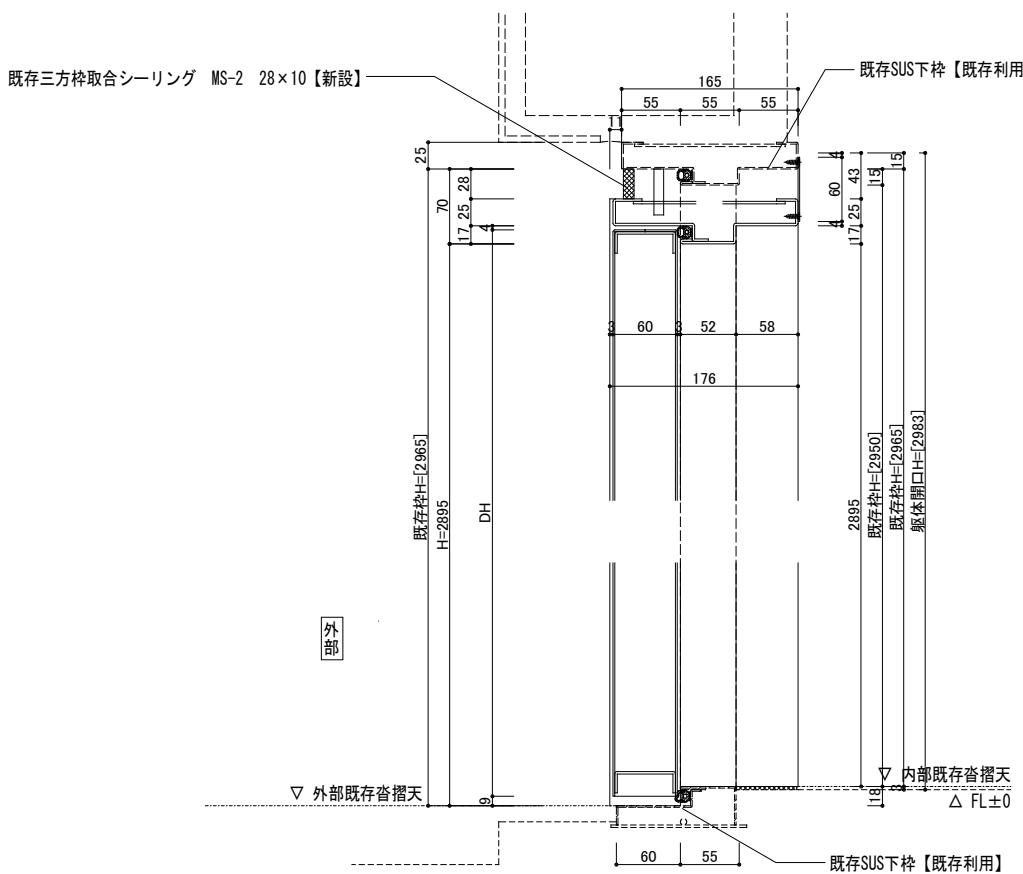
TITEL / SUBJECTS
ヤマタスポーツパーク県民体育館機械室建具改修工事
(改修図) 1階平面図兼改修建具配置図

SCALE
1/300
DRAW
2025.03
DATE
DRAW NO.
A - 04

建具表 S=1/100

※既存撤去建具の寸法等仕様は改修後建具と同じ

符号	名称	数量	【改修前】	【改修後】
戸 柄				
仕上げ	スチール FE塗装		スチール 扉1.6 t 枠2.3 t アクリル樹脂焼付塗装	
	見込み 扉50 枠120		見込み 扉60 枠176	
	既存三方枠・SUS下枠【既存のまま】		既存三方枠・SUS下枠【既存のまま】	
金 物	丁番 (片側3ヶ所) · DC		SUS丁番 (片側3ヶ所) · DC (S無し) · エアタイトゴム	
	フランス落とし・順位調整器		フランス落とし・順位調整器	
	シリンダーケースロック		ケースハンドル錠	
			付属金物一式 (メーカー仕様による)	
その他	ガラリ (900×300) 防虫網付		可動型ガラリ (900×300) 防虫網付	
	既存警備用センサーの取外し・再取付は別途		既存三方枠取合シーリング MS-2 28×10【新設】	



参考 断面図 S=1/5

参考 平面詳細図 S=1/5